

令和元年5月14日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K01926

研究課題名(和文) ポジティブ・アクション実効化のための理論的・比較政策的研究

研究課題名(英文) Theoretical and Comparative Policy Studies to Promote Gender Equality by Positive Action

研究代表者

辻村 みよ子 (Tsujiyama, Miyoko)

明治大学・法務研究科・専任教授

研究者番号：30158381

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：日本の男女共同参画を推進するため、男女間の不均衡が著しい分野(政治・経済・学術分野等)を中心に、欧米・アジア諸国ではジェンダー平等を飛躍的に達成するための積極的改善措置(ポジティブ・アクション、以下PA)政策が採用されている。フランスやスウェーデンなど諸国のPAの実態と課題を、理論的・法政策的に解明することが本研究の課題であり、4年間の活動で多大な成果を得ることができた。とくに2019年の日本学術会議シンポジウムでは英仏等の政策を踏まえて日本の「政治分野における男女共同参画推進法」(2018年制定)を実効化するための具体的課題が論じられた。同年秋の出版により成果を社会に還元する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

男女共同参画推進のためのポジティブ・アクション(積極的改善措置、以下PA)が、欧米・アジア諸国で実施されているが、理論的・実践的に解明すべき課題も多い。そこで、本研究では、フランスのパリテ(男女同数政策)や北欧・韓国等の諸国のポジティブ・アクション、クォータ制(割当制)などの実態を明らかにし、PAの諸課題を比較政策的に分析することで、PAの理論を進化させ、かつ、日本の男女共同参画(ジェンダー平等)政策を一層促進することを目指した。このような学術的意義・社会的意義を有する本研究は、学術会議シンポジウムや多くの研究会の開催、および出版により、当初の目的をほぼ達成できたといえる。

研究成果の概要(英文)：The Positive Action (Aggressive remedy policy, and below PA) to achieve Gender Equality is adopted in various countries of Europe, America and Asia, but the implementation of PA isn't enough in Japan. In order to promote Gender Equality, in this Research program, we tried to elucidate the reality of PA in various countries as France, Sweden etc. and to analyze the theoretical problems by focusing on the remarkable field (politics, economy and the field of science, etc.).

Fortunately it is possible to say that we have gotten a great outcome by activity for 4 years. In particular by the symposium co-organized with the Science Council of Japan in 2019, we could discussed about our concrete problems to have the practical effect of the Japanese Law on "Promotion of Gender Equality in the political field (established in 2018)". It's expected to return an outcome to society by publication of the outline of this Symposium in the autumn, 2019.

研究分野：憲法学、ジェンダー法学、比較憲法学

キーワード：ジェンダー ジェンダー平等 男女共同参画 ポジティブ・アクション クォータ制 パリテ

1. 研究開始当初の背景

日本の男女共同参画（ジェンダー平等）の状況が、とくに政治分野・経済分野・学術分野等で不十分であることから、近年では、ポジティブ・アクション（積極的改善措置〔男女共同参画社会基本法2条〕・暫定的特別措置〔女性差別撤廃条約4条1項〕）への関心が高まっている。2003年に政府男女共同参画推進本部は2020年までに指導的地位の女性の比率を20%にするという決定を行い（2005年12月閣議決定）、第3次男女共同参画基本計画（2015年12月閣議決定）でも、ポジティブ・アクションの推進を喫緊の課題の第1項目に据えた。しかし、実際には、多くの誤解や無理解による混乱があり、憲法違反や逆差別等にならない制度で男女共同参画推進に効果のある有効適切な措置を検討し、実施することは、理論的にも実践的にも、2015（平成27）年当時の緊急の課題であった。

2. 研究の目的

そこで本研究では、日本が政治分野と経済分野等でポジティブ・アクションを実施するうえでとくに参考になると思われるフランスと北欧諸国、さらに韓国等の実態調査や理論的研究を行い、日本の立法や政策に対して実践的な提言を行うことを目的とした。とくに、各国の取組みの実態や各国の反対論を調査するとともに、日本でも導入を検討する際の問題点を摘出し、成果を公表することによって、日本のポジティブ・アクションを実効化することを目指した。

3. 研究の方法

ポジティブ・アクションを導入して成果を得ている諸外国の例を調査・分析して、日本の男女共同参画政策に行かせる措置を具体的に提言するため、必要に応じて海外調査を実施し、共同研究会・シンポジウム等を開催して成果を公表する方法を採用した。研究代表者はフランス（政治分野のパリテと経済分野のクオータ制）と韓国、研究協力者は、スウェーデン（各省におけるジェンダー政策への配慮の義務付け）、ノルウェー（経済界におけるクオータ制への理解、移民教育）など北欧諸国を対象に、インタビュー調査等を行うこととした。さらに、国内での共同研究会など研究体制を整備し、国際・国内シンポジウムや研究会を数多く開催して、ポジティブ・アクション問題の理論的検討と広報に努める。

4. 研究成果

1) 研究代表者辻村みよ子は、2015年度には学術分野の男女共同参画に関する大規模な国際シンポジウム（明治大学国際シンポジウム「学術分野の男女共同参画と多様性」(International Symposium: Gender Equality and Diversity in the Research Environment、2015年11月6-7日、明治大学男女共同参画センター)を、同大学男女共同参画センター女性研究者支援事業推進本部代表として主催し、明治大学法科大学院専門法曹養成機関ジェンダー法センターが共催（本科研費研究が後援）した。その成果は、すでに明治大学ホームページ、同大学新聞、同女性研究者研究活動支援事業推進本部発行パンフレット、同報告書等で公開されている。

<https://www.meiji.ac.jp/koho/diversity/muged/news/6t5h7p00000jno4m.html>

2) とくに第2日に開催された第2分科会では、「女性研究者・法曹養成と男女共同参画政策」をテーマとして、辻村みよ子のほか、スティール若希（東京大学社会科学研究所准教授）、安西文雄（明治大学法科大学院教授、ジェンダー法センター客員研究員）、

角田由紀子（弁護士、前明治大学法科大学院教授）、打越さく良（弁護士、ジェンダー法センター客員研究員）らが報告を行い、ポジティブ・アクションの可能性と課題について議論した。日本弁護士連合会・ジェンダー法学会・女性法律家協会から後援を受け、法曹関係者や研究者、法科大学院生など約40名が参加した第2分科会の内容は同センターのホームページ等で広報されている。

http://www.kisc.meiji.ac.jp/~centers/gen_activity.html#20151106sympo

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~centers/image/2015.11.07gender.pdf>

- 3) 2015年5月8日にはフランスの女男高等評議会議長（大臣職相当）ダニエル・ブスケ氏を迎えて、「日仏男女共同参画セミナー」（フランス語、通訳付き）を明治大学で開催し、フランスのパリテ政策等について、東北大学、日仏女性学会、国会図書館、朝日新聞社、駐日フランス大使館等から招いた約30名の専門家を交えて議論した。その結果は、明治大学新聞、前記法科大学院ジェンダー法センターHPなどで公開された。

https://www.meiji.ac.jp/koho/meidaikouhou/201506/p08_02.html

http://www.kisc.meiji.ac.jp/~centers/gen_activity.html#20150508

- 4) 2015年11月9日～16日の辻村みよ子のフランス・パリ出張では、政治分野のパリテ——男女の同数政策——について、フランス県議会議員選挙制度と結果について、資料を収集して検討した。分担研究者矢野恵美は、沖縄県内において男女共同参画に関係して地方自治体で研修を複数回実施した。

- 5) 2016年には、東北大学大学院法学研究科および明治大学法科大学院を修了した若手研究者・法曹実務家等15名が参加して明治大学特定課題研究ユニット「ジェンダー平等政策と女性の人権研究プロジェクト」という共同研究体制を構築し、研究者間の連携を図った。さらに成果の公表を重視して、辻村みよ子『選挙権と国民権』（日本評論社、2015年4月刊行）に引き続き、2016年9月に『概説 ジェンダーと法（第2版）』（信山社、2016年）を刊行し、第3章/第6章において政治分野のポジティブ・アクションについて研究成果を公表した。分担研究者矢野恵美は、北欧の大学の状況、日本における女性刑務官についてポジティブ・アクションの観点から研究を進めた。また、高知県地域生活定着支援センター講演会で「女子刑務所に関わる人達—受刑者・職員・家族」（2016年10月16日）の招待講演の機会を得るなど、順調に研究を進めた。

- 6) 2017年度には、明治大学法科大学院ジェンダー法センター共催の公開研究会「ポジティブ・アクション研究会」（2018年1月11日）を開催したほか、研究代表者と分担者が、それぞれの研究計画に従って、諸国のポジティブ・アクションに関する研究を進め、成果を公表した。「ポジティブ・アクション研究会」では、「近年のポジティブ・アクション政策の展開」をテーマとして、「フランスの地方議会ペア制度について」、「日本の地方議会における男女共同参画——女性議員の政策決定への関与を中心に」一橋大学公共政策大学院生、コメント、スティール若希（東京大学社会科学研究所准教授）等が議論した。

http://www.kisc.meiji.ac.jp/~centers/gen_activity.html#20150508

研究代表者辻村みよ子は、フランスの地方議会のペア投票制などを中心に諸国の政策について比較検討し、その成果の一部を辻村みよ子『比較憲法（第3版）』岩波書店（2018年3月）などで公表した。

分担研究者矢野恵美は、女性に関するポジティブ・アクションについて、大学教員、刑務官等について、北欧の状況と比較しながら研究を進めた。大学教員に関し

では、例えば、2016年における研究者における女性の割合はスウェーデン33.3%、日本15.3%、教授における女性の割合はスウェーデン24%、日本15.4%となっている。スウェーデンでは大学教員採用時におけるポジティブ・アクションが実施できないため、教授における女性の割合が伸び悩んでいるのに対し、日本では大学教員採用時におけるポジティブ・アクションが認められており、功を奏し始めていることが確認された。これらの知見につき、2017年7月29日翼の会ぎのわんにおいて講演を行った。また、日本では、女性の政治家が少ないことから、社会がジェンダー不平等に陥っており、特にDVや性犯罪規定等が整備されていないという知見も得、講演等を行った（2017年5月25日島尻地区社会教育指導員連絡協議会、2017年12月4日リーガル・ソーシャルワーク研修、2018年1月12日公益財団法人おきなわ女性財団平成29年度DV対策事業職務関係者対象DV防止啓発講座）。また、スウェーデンのジェンダー平等に関する研究をつづけ、とくに、刑務所における刑務官に関する研究成果を得た。例えば日本、スウェーデン共にポジティブ・アクションが導入されていないが、女性の働きやすさや刑務官の配置方法等から、スウェーデンでは女性刑務官の幹部が多い（どちらも女性受刑者は全受刑者の10%未満であるが、スウェーデンでは女性刑務官が約半数、日本では1割程度しかいない）。日本では女性刑務官の離職率が非常に高く、ポジティブ・アクション導入の余地があることが明らかになった。その他イタリアのミラノ、ボッコーニ大学主催の国際セミナーで「女性刑務官の問題を含む日本の女性刑務所の問題」について講演（2017年10月12日）した。

7) 2018年度には、研究代表者辻村が6月の国際憲法学会世界大会の折にソウルを訪れ政治分野のポジティブ・アクションの現況について調査した。また、日本で2018年5月に制定施行された「政治分野における男女共同参画推進法」の実効化の為、日本学術会議法学委員会ジェンダー法分科会と共催でシンポジウムを2019年4月6日に日本学術会議講堂で開催することとして、資料集の政策や全政党宛のアンケートの実施、予備研究会の開催等を行った。2019年3月2日に明治大学で開催された研究会のテーマは「近年のポジティブ・アクション政策の展開」であり、企画趣旨「政治分野の現状とポジティブ・アクションの必要性」（辻村）のほか、政治分野における男女共同参画推進法が切り拓く未来」三浦まり（上智大学）、「政治分野における男女共同参画推進法の「1歩」が意味すること」糠塚康江（東北大学）、「政党戦略とジェンダー：1990年代以降のイギリスにおける女性議員の拡大と今後のゆくえ」武田宏子（名古屋大学）、「女性政治リーダー養成の試みーパリテ・アカデミーの実践が示唆すること」申琪榮（御茶ノ水女子大学）、「地方議会をどう変える」大山礼子（駒澤大学）等が報告した。上記日本学術会議シンポジウムの成果と合わせて、上記共同研究成果を2019年11月頃に信山社より出版の予定である。

このほか、研究代表者辻村みよ子はポジティブ・アクション問題を含む著作『憲法（第6版）』日本評論社（2018年4月）、『概説 憲法コンメンタール』信山社（辻村＝山元一編2018年6月）等を刊行し、講演を市川房枝記念会（2019年1月26日）等で行ったほか、明治大学法科大学院におけるジェンダー法研究の継続教育、法曹養成問題の共同研究等を行った。

分担研究者矢野恵美はスウェーデンウメオ大学から女性研究者2名（ウメオ大学社会科学部長 ルース・マンネルクヴィスト氏、同大学法学研究科長 ヨーレル・グランストリヨム）を招聘し、2019年3月21日（木）に「女性議員と語るジェンダー平等」

(琉球大学文系総合研究棟模擬法廷教室)を開催し、スウェーデンのジェンダー平等、女性議員の状況等についての報告を聴いた後、沖縄県内の女性議員 8 名が、それぞれの現状を紹介し、日本の議会におけるポジティブ・アクションを含む様々な問題点を議論した。22 日(金)には「多様性のある社会～スウェーデンからの報告～」(琉球大学文系総合研究棟模擬法廷教室)を一般向けに行った。女性議員の不足に端を発する法制度の不備(性犯罪等)については 2018 年 7 月 7 日沖縄県教職員組合女性部学習会、2018 年 10 月 25 日公益財団法人沖縄被害者支援ゆいセンター、2018 年 12 月 9 日全国女性会館協議会において講演会を行った。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 11 件)

辻村みよ子「フランス人権宣言とオランプ・ドウ・グージュ——辻村みよ子著『人権の普遍性と歴史性』創文社、1992 年」をめぐって」東海ジェンダー研究所編『ジェンダー研究 18 号』(2016 年 2 月) 18 巻、3-24 頁

辻村みよ子「フランス憲法と日本——革命 200 年・戦後 70 年の「読み直し」」法律時報 87 巻 (2015 年) 88~92 頁

辻村みよ子『『個人の尊重』と家族』法律時報増刊『戦後日本憲法学 70 年の軌跡』日本評論社(2016 年) 112-120 頁

辻村みよ子「憲法からみた家族の動向と課題」司法書士連合会『月報司法書士』(特集 憲法と家族) 543 号 (2017 年 5 月号) 4-12 頁

辻村みよ子「憲法と家族」をめぐる理論的課題『憲法の思想と発展 — 浦田一郎先生古稀記念(阪口・江島ほか編)』信山社、(2017 年) 287-309 頁

辻村みよ子「国民主権下の象徴天皇制(企画趣旨)」憲法研究創刊号(辻村みよ子責任編集)(2017 年 11 月) 信山社

辻村みよ子「憲法変動に対峙する憲法理論のために(企画趣旨)」憲法研究第 2 号(辻村みよ子責任編集)(2018 年 5 月) 信山社、1-5 頁

辻村みよ子「現代の平和主義とグローバル立憲主義の展望(企画趣旨)」憲法研究第 3 号(辻村みよ子責任編集)(2018 年 11 月) 信山社、1-12 頁

矢野恵美「平成 27 年版犯罪白書「特集 性犯罪者の実態と再犯防止(第 1 章から第 3 章を読んで) 罪と罰 53 巻(2015 年)6-16 頁

矢野恵美「ジェンダーの視点から見た刑事政策」法学セミナー 737 号 (2016 年) 30-37 頁

矢野恵美「ジェンダーの視点から見た刑務所」『辻村みよ子先生古稀祝賀論文集』(日本評論社、2019 年 7 月刊行予定)、2018 年 3 月初稿提出済

[学会発表] (計 1 件)

矢野恵美「スウェーデンにおける買春罪規定について」2018 年 12 月 1 日(土) ジェンダー法学会第 16 回学術大会

[図書] (計 15 件)

辻村みよ子『国民主権と選挙権——政治を市民の手に取り戻すために』日本評論社(2015 年) 310 頁

辻村「選挙権の法的性格と選挙人資格」岡田信弘・長谷部恭男ほか編『憲法の基底と憲法論』(高見勝利先生古稀記念論文集) 信山社

辻村「『投票価値平等』と選挙制度」全国憲法研究会編『日本国憲法の継承と発展』三省堂

辻村『憲法(第 5 版)』日本評論社(2016 年)

辻村『憲法と家族』日本加除出版(2016 年)

辻村『概説 ジェンダーと法(第 2 版)』信山社(2016 年)

辻村『『憲法と家族』をめぐる理論的課題——2015（平成25）年12月16日最高裁判決後の
動向』浦田一郎先生古稀記念論集『憲法の思想と発展』信山社(2016年)
278-309頁

辻村『比較憲法（第3版）』岩波書店(2018年)297頁

辻村『憲法（第6版）』日本評論社(2018年)563頁

辻村『憲法改正論の焦点——平和・人権・家族を考える』法律文化社、174頁

辻村〔初宿正典・辻村みよ子編〕『新解説世界憲法集（第4版）』三省堂(2017年)

辻村〔辻村編集代表、山元一・只野雅人・新井誠編〕『政治変動と立憲主義の課題』『政
治・社会の変動と憲法（全2巻）』第1巻、信山社

辻村「フランス憲法史と日本——革命200年、戦後70年の『読み直し』」〔辻村みよ子・長
谷部恭男・石川健治・愛敬浩二編〕2018年日本評論社〔座談会、あとがき〕全376頁

辻村みよ子編『最新 憲法資料集一年表・史料・判例解説』（2018年）信山社(2018年)213頁

辻村みよ子・山元一編著『概説 コンメンタル憲法』，2018年6月，信山社、500頁

〔産業財産権〕

○出願状況（計 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

○取得状況（計 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

明治大学法科大学院 専門法曹養成機関 ジェンダー法センター

http://www.kisc.meiji.ac.jp/~centers/gen_top.html

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：矢野恵美

ローマ字氏名： YANO EMI

所属研究機関名：琉球大学

部局名：法務研究科

職名：教授

研究者番号（8桁）：80400472

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。